

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に
基づく管理経営の推進

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

① 重視される機能に応じた管理経営の推進

ア 国有林野の機能類型区分

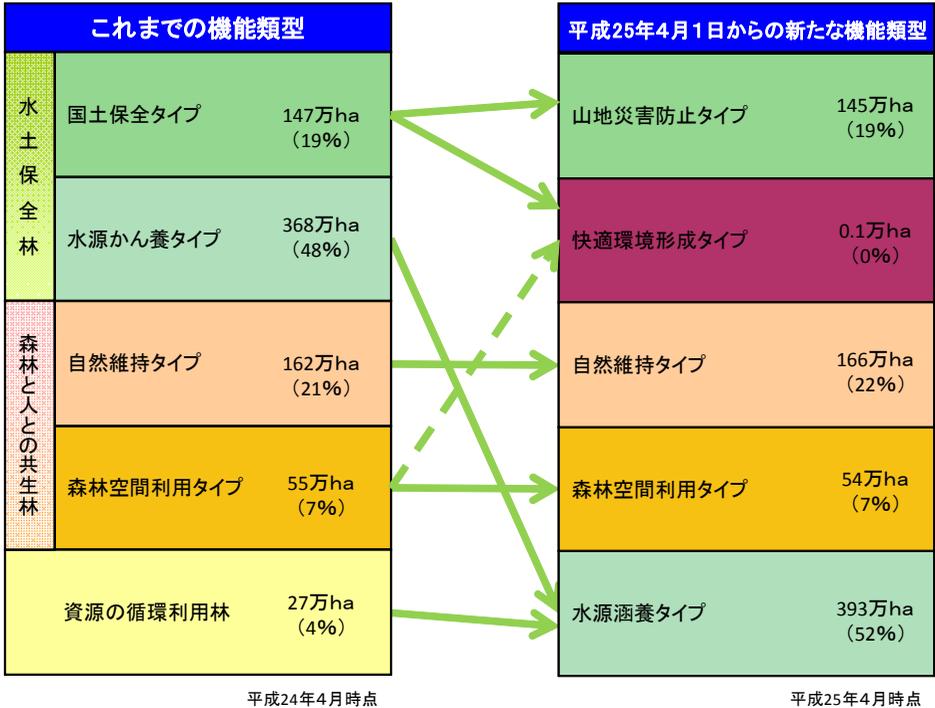
国有林野は、奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵^{かん}養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

また、近年では、森林に対する国民の皆さんの期待や要請が、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育や木の文化の継承への貢献等、更に多様化しています。

国有林野事業では、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、こうした要請等に適切に対応するため、重点的に発揮させるべき機能によって、国有林野を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の三つの類型に区分し、適切かつ効率的な管理経営を行ってきました。

機能類型区分については、平成25年4月1日から国有林野事業が一般会計へ移行するに当たり、公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、平成24年12月19日に管理経営基本計画を変更して5タイプに見直し、国有林野の全てをいわゆる公益林とすることとしました。また、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を計画的に供給することにより発揮するものとなりました。

表－1 国有林野の機能類型区分の見直し



表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積計758万ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 145万ha (19%)	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 166万ha (22%)	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 54万ha (7%)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.1万ha (0%)	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha (52%)	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林 ^{注)} の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：1 面積は、平成25年4月1日現在の数値である。

2 機能類型区分外（約9千ha）は、水源涵養タイプに含む。

3 木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施

平成24年度においては、三つの機能類型区分に基づき、水土保持林（国土保全タイプ）では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に、間伐等の施業を行いました。水土保持林（水源かん養タイプ）では、渇水や洪水の緩和等を目的として、健全な森林を保っていくため、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や、育成複層林へ導くための施業、針広混交林化^{注)}等を行いました。森林と人との共生林（自然維持タイプ）では、特に原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息するなど、特別な保全・管理が必要な森林を対象に保護林の設定を進め、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）では、国民の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただく森林を「レクリエーションの森」に設定するなど、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即した森林施業等を実施しました。

表－3 更新、保育、間伐の実施状況

(単位：ha、万m³)

区 分		平成24年度	(参考)平成23年度
更新 ^{注)} (ha)	人工造林 ^{注)}	5,081	3,903
	天然更新 ^{注)}	2,907	3,626
保育 ^{注)} (ha)	下刈 ^{注)}	68,152	70,774
	つる切 ^{注)} 、除伐 ^{注)}	33,312	30,426
間 伐 (万m ³)		604	615

注：分収造林（33ページ参照）における実績を含む。

事例 水源涵養機能の発揮に向けた複層林化の取組

北海道天塩郡豊富町の豊富国有林は、天塩川の上流に位置し、地域の水源として重要な役割を果たしています。

宗谷森林管理署では、水源涵養機能を高度に発揮させるため、複層林への誘導を積極的に行っています。

平成24年度は、帯状に伐採する誘導伐^{注)}とコンテナ苗等の植栽を一括発注することにより、造林コストの縮減にも取り組みながら、複層林化を進めました。

(北海道森林管理局 宗谷森林管理署)



場 所：北海道天塩郡豊富町 豊富国有林
説 明：写真は、ハーベスタによる伐木造材の様子（左上）、コンテナ苗の植栽の様子（右上）、植栽後の様子（下）です。

事例 保健・レクリエーション機能の発揮に向けた保全活動の実施

空知森林管理署では、北海道岩見沢市市街地に隣接する利根別国有林を自然休養林に設定し、市民の方々に森林散策などをしていただく憩いの場として活用されるよう整備を行っています。

平成24年度は、地元NPO等と連携し、生育範囲が拡大し休養林の植生への影響が懸念されている外来種のオオハンゴンソウの駆除に取り組みました。

(北海道森林管理局 空知森林管理署)



場 所：北海道岩見沢市 利根別国有林
説 明：写真は、自然休養林の様子（上）、駆除作業の様子（左下）、駆除した外来種の様子（右下）です。

② 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、投資効率や景観などにも十分配慮しながら、林道（林業専用道^注）を含む。以下同じ。）及び森林作業道^注）を適切に組み合わせた路網の整備を進めています。

基幹的な役割を果たす林道については、平成24年度末の路線数は12,924路線、延長は44,596kmとなりました。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土などの土工量や構造物の設置数を減少させるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することで、コスト縮減等に努めています。

また、このような低コストな路網整備の取組について、技術者を育成するための研修や現地検討会のフィールドとして活用する等、民有林への普及にも取り組んでいます。

さらに、国有林と民有林が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 路網作りを学ぶための現地検討会

北海道森林管理局では、低コストな路網整備の普及を図ることを目的として、現地検討会を開催しました。

現地検討会には、北海道、管内の市町村及び林業事業者の関係者等が参加し、立木の伐倒から路網の作設まで一台で行える高性能林業機械^注)を使用した路網作設と、国産高速8輪フォワーダを使用した搬出作業の実演を行い、意見交換を行いました。

(北海道森林管理局 根釧西部森林管理署)



場 所：北海道かわかみ川上郡てしかが弟子屈町 弟子屈国有林
説 明：写真は、高性能林業機械による路網作設の様子（上）と、8輪フォワーダによる搬出作業の様子（下）です。

③ 治山事業の実施

安全で安心できる暮らしを確保することを目的に、治山事業により、荒廃地の復旧整備や保安林^{注)}の整備を計画的に進めています。

平成24年度は、引き続き東日本大震災などの大規模災害への復旧対策を行うとともに、平成24年7月に発生した「九州北部豪雨災害」では、被災県からの要請を受け、森林管理局等の職員を派遣し、民有林の被害状況調査を行い、早期復旧に向けた支援を行いました。

このほか、国有林内において台風や集中豪雨などにより被災した山地の復旧整備や機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行うとともに、民有林内で大規模な山腹崩壊や地すべりが発生し、その復旧工事に高度な技術が必要な箇所等において、都道府県からの要請を受け、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行いました。

これらの事業を行うに当たっては、自然環境の保全に配慮するとともに、コストの縮減に努めています。

また、各都道府県を単位として「治山事業連絡調整会議」を設置し、国有林・民有林間の事業の調整及び情報の共有等を図るとともに、流域保全の観点から、国有林と民有林が近接している地域においては、一体的な全体計画を作成し、国有林と民有林が連携して効果的・効率的に荒廃地の復旧整備を行っています。

事例 集中豪雨により被災した民有林の被害調査への支援

平成24年7月に発生した九州北部豪雨では、福岡県、大分県及び熊本県を中心に、多数の山地災害が発生しました。

九州森林管理局では、特に甚大な被害が発生した熊本県からの要請を受けて、同局から治山技術を有する職員等を現地に派遣し、民有林の治山施設の被災状況の調査・点検を行い、早期復旧に向けた支援を行いました。

(九州森林管理局 熊本森林管理署)



場 所：熊本県阿蘇市あそほか

説 明：写真は、災害発生後の現地調査の様子（上）と、調査後の打ち合わせの様子（下）です。

事例 民有林直轄治山事業の実施

平成23年9月の台風第12号により、紀伊半島を中心に甚大な山地災害が発生し、人家や道路等に多大な被害を及ぼしました。

奈良森林管理事務所では、奈良県からの要請を受け、十津川地区民有林直轄治山事業の区域を拡大して実施することとし、平成24年度は、人家や道路など保全対象に近接した緊急性の高い箇所について復旧対策工事を実施しました。

(近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所)



場 所：奈良県ごじょう五條市 どうひら堂平地区

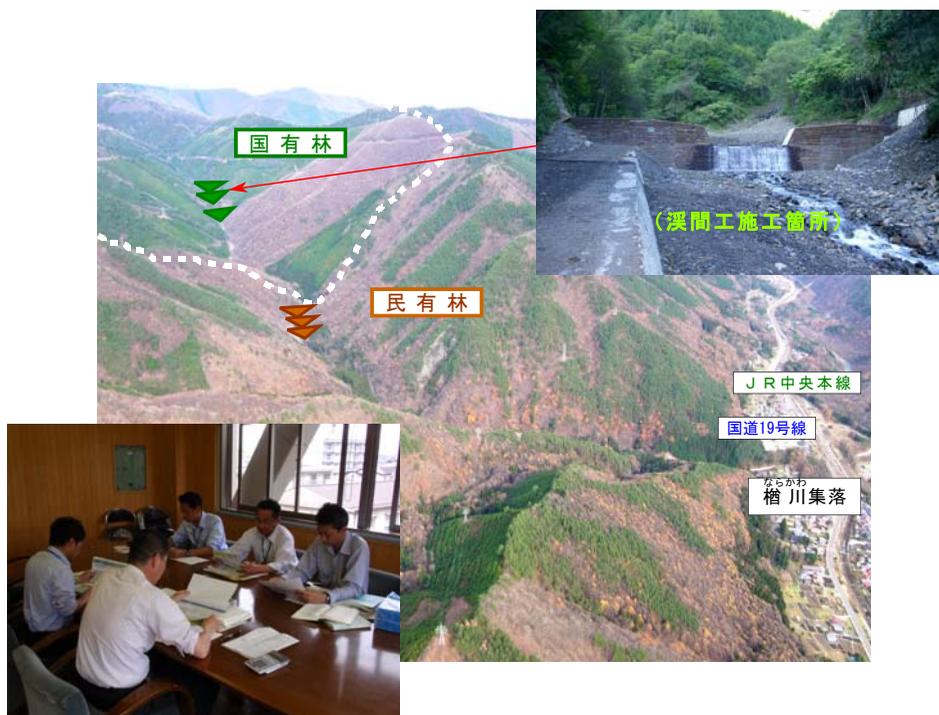
説 明：写真は、台風第12号に伴って発生した荒廃箇所の状況（中央）、対策工事施工箇所（右上）、対策工事についての近隣住民に対する説明会の様子（右下）です。

事例 民有林との連携による復旧対策

平成18年7月の豪雨により、長野県しおじり塩尻市にえかわ贄川地区において山腹崩壊が発生し、崩壊土砂の一部が土石流となって人家や国道に被害を与え、さらなる被害の発生が危惧されました。

中信森林管理署では、早期復旧を求める地元自治体等の要望を踏まえ、長野県と連携して一体的な全体計画を策定しました。対策工事には平成20年度から着手し、平成24年度に完成しました。

(中部森林管理局 中信森林管理署)



場所：長野県塩尻市 贄川地区

説明：写真は、治山対策の状況（中央）、対策工事施工箇所（右上）、治山事業連絡調整会議における長野県担当者との打合せの様子（左下）です。